

令和7年度全国年金委員研修  
国民年金における制度周知

令和8年1月19日



国民年金部

# 目次

1 令和6年度 公的年金制度全体の加入者の状況等 . . . 3

2 国民年金の加入義務 . . . 4

3 国民年金保険料の納付方法 . . . 5

4 免除制度 . . . 6

5 保険料追納制度 . . . 7

6 外国人の状況 . . . 8

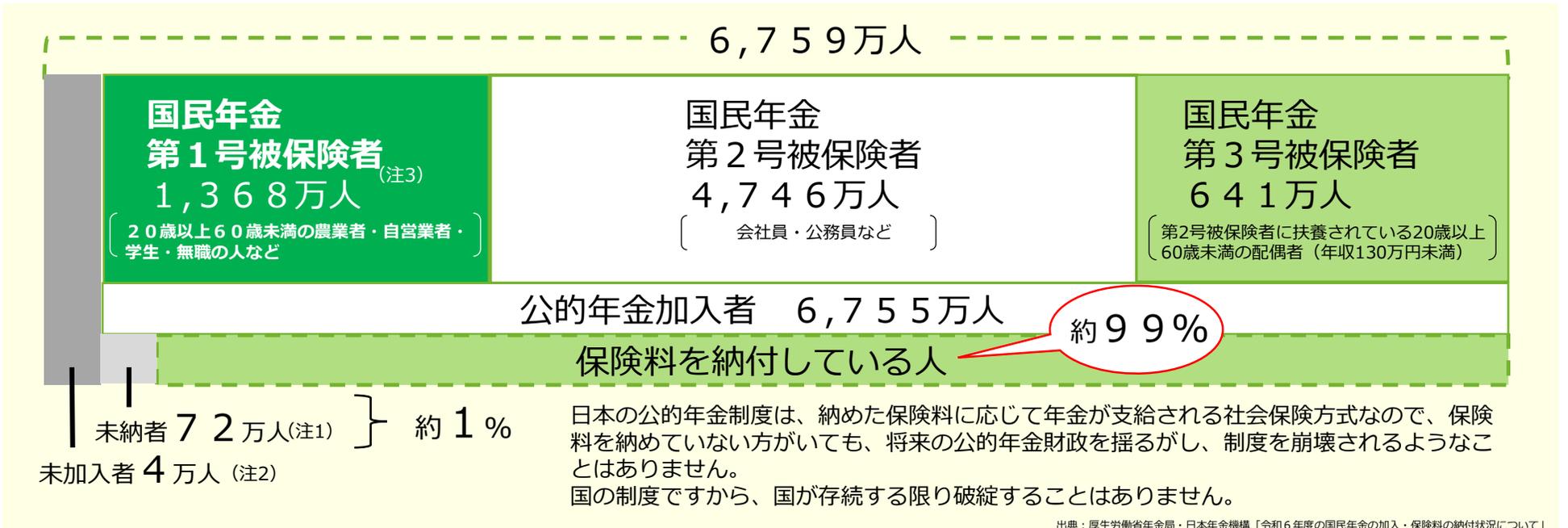
7 外国人の国民年金加入義務 . . . 9

8 外国人への取組 . . . 10

# 1. 令和6年度 公的年金制度全体の加入者の状況等

- 公的年金制度における第1号被保険者は、人口の減少や短時間労働者の適用拡大により年々減少していますが、第2号被保険者は、短時間労働者の適用拡大等により増加傾向にあります。
- 国民年金（第1号被保険者）の令和6年度（令和4年度分保険料）の最終納付率は**84.5%**、平成24年度（平成22年度分保険料）の64.5%から20.0pt増加し、12連続で上昇。また、現年度納付率(令和6年度分保険料)は**78.6%**、平成23年度の58.6%から20.0pt増加し、13連続で上昇しています。
- 厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体の約99%の方が保険料を納付しており、保険料を払っていない方は全体の約1%ほどです。

## ■ 公的年金制度全体の加入者の状況（令和6年度末）



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和5年4月～令和7年3月）の保険料が未納となっている者。  
注2) 令和4年公的年金加入状況の結果による推計値  
注3) 令和7年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。  
注4) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

## 2. 国民年金の加入義務

- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。
- 国民年金被保険者は、職業等により次の3種類に分かれており、保険料の納め方が異なります。

### ■ 国民年金の被保険者は3種類

被保険者の種類	該当者	資格取得日	国民年金保険料の納め方
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金保険に加入していない20歳以上60歳未満の自営業、農業・漁業に従事する人、学生、フリーター、無職の人など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 20歳に達した日</li> <li>② 日本国内に住所を有した日</li> <li>③ 厚生年金保険の資格を喪失した日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金保険料は、被保険者本人が対象月の翌月末までに納付書により納める必要がある</li> </ul>
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金保険の加入者本人※</li> <li>・ 厚生年金保険に加入するとともに自動的に国民年金にも加入する</li> <li>・ ただし、65歳以上で老齢基礎年金を受けられる人は除く</li> </ul> <p>※ 原則70歳未満の人が厚生年金保険等の被保険者となります</p>	会社で常時雇用された日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金保険の加入と同時に、国民年金の被保険者となるが、厚生年金保険制度から国民年金に拠出金が一括して支払われる</li> </ul> <p>※ 厚生年金保険料以外に保険料を負担する必要はありません。</p>
第3号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者</li> <li>・ ただし、年収が130万円以上あると健康保険と同様に被扶養配偶者とならず第1号被保険者として国民年金保険料を納める</li> </ul> <p>※ 令和2年4月より原則国内居住が要件となりました</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 20歳以上60歳未満の間に被扶養配偶者となった日</li> <li>② 被扶養配偶者が20歳に達した日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者が加入する厚生年金保険制度から国民年金に拠出金が一括して支払われる</li> </ul> <p>※ 保険料を負担する必要はありません。</p>

### 3. 国民年金保険料の納付方法

- 国民年金保険料の納付方法は、日本年金機構から送付する納付書を使い、各窓口（金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATM）で納める方法のほか、次の4種類（保険料の納付方法について）から選ぶことができます。
- 口座振替やクレジットカード納付、インターネットバンキングやスマートフォン決済アプリによる納付など、納めやすい環境を整備するとともに、令和6年3月より、マイナポータルから口座振替を申出できる仕組みを開始し、電子申請の環境整備も推進しています。

#### ■ 保険料の納付方法について

##### ① 口座振替

- ・ 口座振替で納めると**手間がなく、納め忘れを防ぐ**ことができます。
- ・ 口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

※ 令和6年3月から電子申請を開始。



##### ② クレジットカード納付 (継続納付)

- ・ クレジットカードにより**定期的に納付**できます。
- ・ 申し込み手続きは、年金事務所ですべて受け付けています。



##### ③ 電子（キャッシュレス）決済

- ・ 納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で**スムーズに納付**できます。
- ・ 対応アプリなどの情報は日本年金機構のホームページをご覧ください。

##### ④ 電子納付（ペイジー）

- ・ インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレホンバンキングなど、**いつでもどこでも納付**できます。
- ・ ご利用いただく場合は、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

※ 納付書によらない納付  
納付書がなくても、「ねんきんネット」からインターネットバンキングを利用して、Pay-easy（ペイジー）納付ができます。（令和6年8月から）

#### 保険料が割引される前納制度

**国民年金保険料を、まとめて前払い（前納）することで、割引されます。**

支払方法	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書 (毎月払い)	17,510円		105,060円		210,120円		425,160円	
①口座振替 前納	17,450円	60円	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
②クレジット前納 納付書前納			104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

※令和7年度保険料額

## 4. 免除制度

- 国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、**保険料の納付が免除または猶予される制度**があります。

	学生納付特例制度	納付猶予制度	全額免除制度	一部免除(一部納付)制度
概要	在学中の保険料納付が猶予される ※ 学生の方は、「納付猶予制度」「全額免除制度」「一部免除(一部納付)制度」を利用することはできません。	50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予される ※ 令和17年6月までの時限措置。	保険料の全額(17,510円)が免除される ※ 失業した場合も、申請することにより保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。	保険料の一部が免除される ※ 一部免除は3種類あります。
対象となる方	大学(大学院)、短大、高等(専門)学校、専修学校および各種学校等に在学しており、前年所得が以下の基準を満たす方	50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が以下の基準を満たす方(学生を除く)	本人・配偶者・世帯主の前年所得が以下の基準を満たす方(学生を除く)	本人・配偶者・世帯主の前年所得が以下の基準を満たす方(学生を除く)
基準となる所得の計算式	<p>本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること</p> $\begin{array}{l} 128\text{万円} \times \\ + \\ \text{扶養親族等控除額} \\ + \\ \text{社会保険料控除額等} \end{array} \geq \text{本人の前年所得}$ <p>※ 令和3年4月以降の申請の場合</p>	<p>本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること</p> $\begin{array}{l} \text{扶養親族等の数} + 1 \\ \times \\ 35\text{万円} \\ + \\ 32\text{万円} \times \end{array} \geq \text{本人、配偶者の前年所得}$ <p>※ 令和3年7月以降の申請の場合</p>	<p>本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること</p> $\begin{array}{l} \text{扶養親族等の数} + 1 \\ \times \\ 35\text{万円} \\ + \\ 32\text{万円} \times \end{array} \geq \text{本人、配偶者、世帯主の前年所得}$ <p>※ 令和3年7月以降の申請の場合</p>	<p>本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること</p> <p>■ 4分の3免除</p> $88\text{万円} \times \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ <p>■ 半額免除</p> $128\text{万円} \times \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ <p>■ 4分の1免除</p> $168\text{万円} \times \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ <p>※ 令和3年7月以降の申請の場合</p>
年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる ※2
老齢基礎年金の年金額に	計算されない	計算されない	計算される ※1	計算される ※2

- ※1、2 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。  
全額免除の場合：8分の4、3/4免除の場合：8分の5、半額免除の場合：8分の6、1/4免除の場合：8分の7  
※2 減額された保険料を納付しないとその期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。

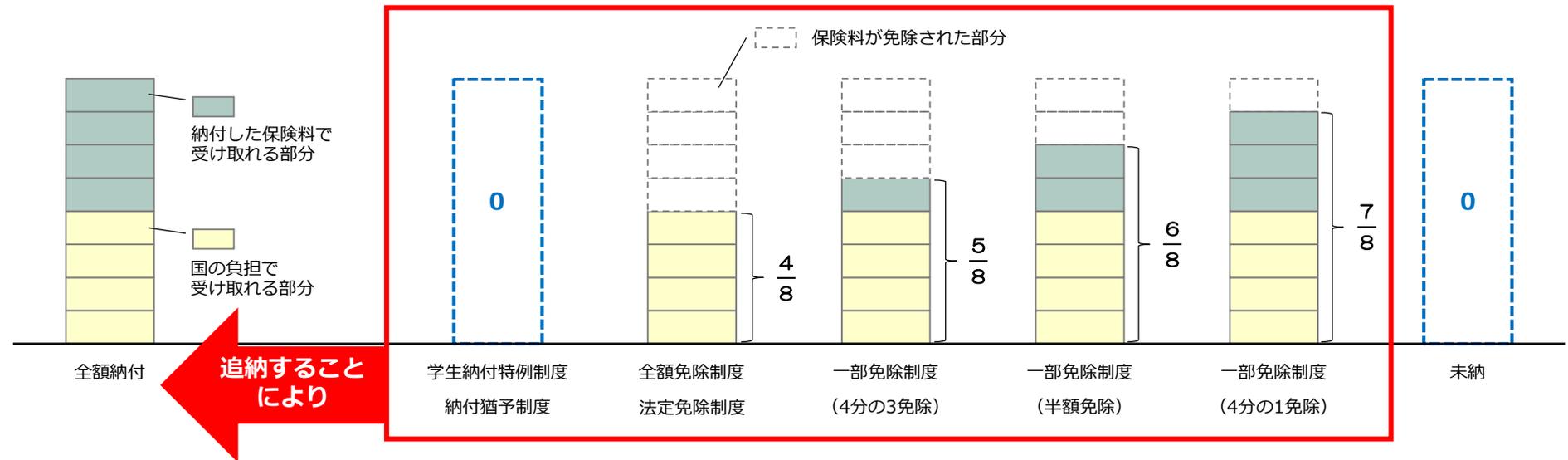
## 5. 保険料追納制度

- 国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※1）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間については、保険料を全額納めたときに比べ将来の年金額が少なくなります。
- そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、**10年以内※2であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）**ことができます。

※1 障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを「法定免除」といいます。

※2 免除等を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

### ■（参考）国民年金保険料が免除された方の老齢基礎年金額への反映イメージ図



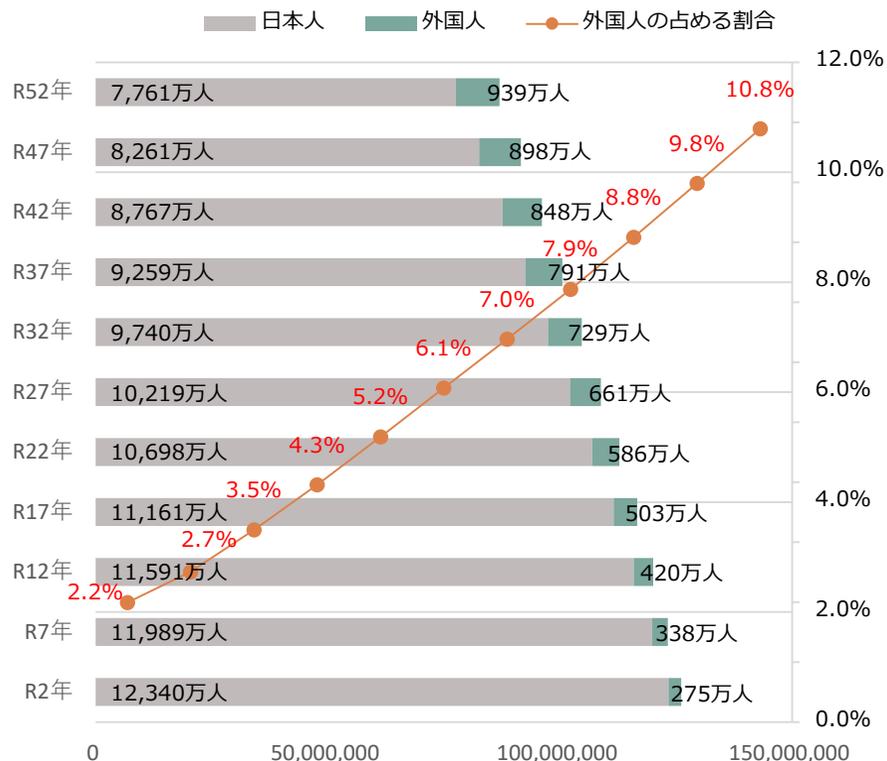
#### <追納に関する注意事項>

- ・ 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ・ 追納するためには、お申し込みが必要です。
- ・ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

## 6. 外国人の状況

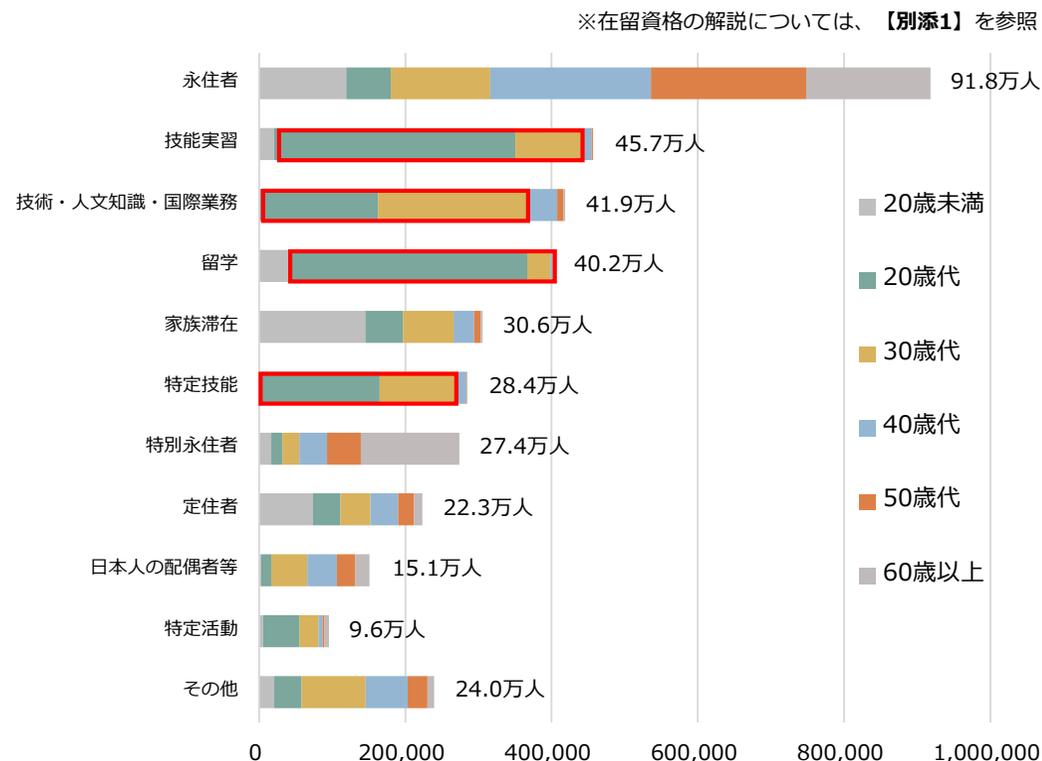
- 在留外国人は年々増加しており、最新の人口推計（令和5年）では、令和52年（2070年）に総人口の10.8%、939万人が在留外国人の推計となっています。
- 在留外国人の構成比でみると「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」及び「特定技能」については、年金制度に加入が必要な若年層（20歳代・30歳代）が半数以上を占めています。
- また、公的年金に加入する外国人を制度別に見ると、国民年金の第1号被保険者は77万人、第2号被保険者は178万人、第3号被保険者は25万人。

【人口の推移（推計人口）】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」出生中位（死亡中位）推計

【在留資格・年齢別 在留外国人の構成比（令和6年末：377万人）】

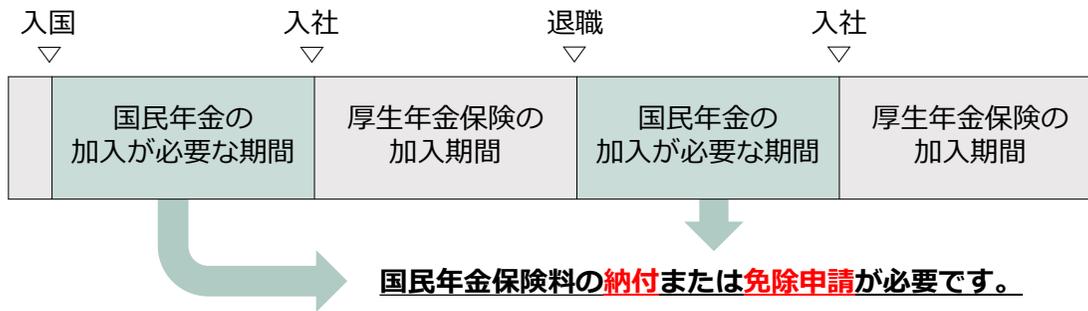


出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計データベースデータ（国籍・地域別 在留資格別 都道府県別 年齢・性別）」

## 7. 外国人の国民年金加入義務

- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。
- 観光や医療を目的とした短期滞在の場合等を除き、外国人の方が日本に入国した場合、「入国から厚生年金保険加入までの期間」や、「退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の第1号被保険者となり、保険料を納付する義務があります。
- 企業などに雇用されていない外国人（留学生や自営業の方など）は、国民年金の第1号被保険者として年金に加入する必要があり、幅広い制度周知が重要となります。

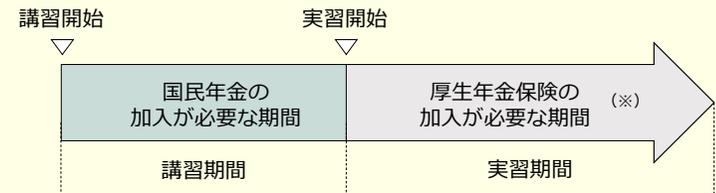
【年金加入のイメージ図】



- 経済的な理由により保険料を納めることができない場合は、「保険料の免除制度」があり、原則として前年の所得を基準に審査しています。  
このため、入国された最初の年については、免除基準に該当する可能性があります。
- 保険料を未納のままにすると、年金の受け取りや在留資格などの審査に影響が出る場合があります。

(参考：技能実習期間中に加入する公的年金)

技能実習開始後は、「講習期間」と「実習期間」とで加入する年金制度が異なります。



※ 技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。



## 8. 外国人への取組

- 日本年金機構では、今後も外国人が増加していくことを見据え、多言語対応の拡充やリーフレットの充実、SNS等を活用した情報発信など、国民年金制度を正しく理解していただくための環境を整備しているところです。

### 多言語対応の拡充

- ・ 外国語による年金相談を希望する場合、電話による多言語通訳サービス（マルチランゲージサービス）を導入し、円滑かつ適切な対応に努めています。

#### <多言語通訳サービスの対応言語>

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語  
スペイン語、タガログ語、ベトナム語  
タイ語、インドネシア語、ネパール語  
ミャンマー語

- ・ 年金事務所での窓口や訪問対応等に活用できる簡易な翻訳機の導入を試行的に実施しています。

#### <翻訳機の対応言語>

日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）  
韓国語、タイ語、ベトナム語、ロシア語  
イタリア語、スペイン語、ポルトガル語  
フランス語、ドイツ語、インドネシア語  
ヒンディー語、アラビア語

### リーフレットの充実

- ・ いろいろな国の言葉（英語をはじめとする15か国語）や有識者と連携して、やさしい日本語で記載した制度案内のリーフレットを作成しています。

やさしい日本語・英語による  
国民年金に関する案内



### SNS等による情報発信

- ・ 機構ホームページでは「外国人向け特設ページ」を設け、年金に関する説明やお知らせをやさしい日本語やいろいろな国の言葉（英語をはじめとする15か国語）で読むことができます。
- ・ SNS等を活用して、英語ややさしい日本語での情報発信をしています。



日本語  
英語・やさしい日本語



https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278



https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510

## 8. 外国人への取組

- 国民年金保険料が未納になる前の取組として、関係機関と連携して制度周知・広報を実施しています。

対象 (在留資格等)	関係機関	取組
留学生	大学・専門学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の目に触れる機会が多い箇所に日本語版・英語版の学生納付特例制度のポスター掲載及びリーフレットの設置 <b>[別添2]</b></li> <li>・ 学生が手に取りやすい箇所に学生納付特例申請書用紙の設置</li> <li>・ 学生向けポータルサイトに機構ホームページのリンクの掲載</li> </ul>
	日本語教育機関団体 連絡協議会 (6団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語学校へ通う外国人留学生等に対する在籍校からの周知・広報を目的として、日本語学校を総合的に支援している日本語教育機関へ取組内容、制度周知の方法について意見交換を実施</li> </ul>
特定技能 技能実習生	外国人技能実習機構 (OTIT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理団体に対して外国人技能実習生への国民年金制度の周知を要請</li> <li>・ 監理団体にやさしい日本語等を活用したリーフレットの設置 <b>[別添3]</b></li> </ul>
特定技能 技能実習生 等	企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所調査時に、リーフレットを活用した制度周知を実施 <b>[別添4]</b></li> </ul>
外国人全般	一般社団法人自治体 国際化協会 (CLAIR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構ホームページ及びリーフレットに関する意見交換（やさしい日本語の活用） <b>[別添5]</b></li> <li>・ 各地域の国際化協会にやさしい日本語等を活用したリーフレットの設置 <b>[別添3]</b></li> <li>・ 効果的な国民年金制度周知方法の意見交換</li> </ul>
	出入国在留管理庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係施設（7空港、地方出入国在留管理局）へ公的年金制度のリーフレットの設置 <b>[別添6]</b></li> <li>・ 特定技能総合支援サイト（トップページ）へ公的年金制度のリーフレットの掲載</li> <li>・ 入管庁HP「関連省庁リンク」に「機構ホームページ」バナーを掲載</li> </ul>